

国立大学法人高知大学組織規則

平成20年3月26日
規則第65号

最終改正 令和6年3月29日規則第89号

目次

第1章 法人

- 第1節 総則（第1条・第2条）
- 第2節 役員及び職員組織等（第3条－第11条）
- 第3節 校友会（第11条の2）
- 第4節 会議等（第12条－第16条）

第2章 大学

- 第1節 大学の目的（第17条）
- 第2節 大学の自己評価等（第18条・第19条）
- 第3節 大学の構成（第20条－第30条）
- 第4節 職員組織（第31条－第49条）
- 第5節 会議等（第50条－第53条）

附則

第1章 法人

第1節 総則

（法人の目的）

第1条 国立大学法人高知大学（以下「本法人」という。）は、高知大学（以下「本学」という。）を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

（業務の範囲等）

第2条 本法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第4条第2項の規定に基づき、本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受けて、又はこれと共同して行う研究の実施その他本法人以外のものとの連携による教育研究活動を行うこと。

- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
 - (6) 本法人から委託を受けて、本法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条の4に規定する知的基盤をいう。以下この号において同じ。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に出資すること。
 - (7) 本学における研究の成果を活用する事業（法人法第34条の2第1項に規定する事業を除く。）であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下「施行令」という。）で定めるものを実施する者に出資すること。
 - (8) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって、施行令で定めるものを実施する者に出資（次号に該当するものを除く。）すること。
 - (9) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
 - (10) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 本法人は、前項第6号から第8号までに掲げる業務及び同項第9号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第2節 役員及び職員組織等

（役員）

第3条 本法人に、法人法第10条の規定に基づき、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 学長
 - (2) 理事 6人以内
 - (3) 監事 2人
- 2 1人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合においては、法人法別表第一備考第5号の規定に基づき、前項第2号中「6人以内」とあるのは「7人以内」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により置く監事のうち少なくとも1人は、常勤としなければならない。

（役員の職務及び権限）

第4条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、法人法第13条の規定に基づき、学長が指名し、任命する。
- 3 理事は、次に定める業務をそれぞれ担当し、当該業務について学長を補佐して本法人の業務を掌理する。
 - イ 総務・企画・危機管理
 - ロ 教育
 - ハ 研究・医療・評価・IR
 - ニ 地域連携・広報・ウェルビーイング
 - ホ 財務・労務管理
 - ヘ 法務
- 4 理事は、あらかじめ学長が定めるところにより、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 学長は、理事の解任について、法人法第17条の規定に基づき行うものとする。
- 6 監事は、本法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。また、監事は、役員会その他業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べることができる。
- 8 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 9 本法人と学長又は第4項に規定する職務を行う理事（以下「代表権を有する者」という。）との利益が相反する事項については、監事が本法人を代表する。
- 10 代表権を有する者は、本法人の代表権を有する者以外の理事又は職員のうちから、本法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（役員任期）

第5条 学長の任期は、別に定める。

- 2 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任命の際現に任命されている理事があるときの新たに任命される理事の任期は、任命日から、その任命の際現に任命されている理事の任期満了の日までとする。また、いずれの場合も、理事の任期の末

日は、当該理事を任命する学長の任期の末日を超えることはできない。

- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する法人法第35条の2の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定による財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員等の忠実義務）

第6条 役員は、その業務について、法令、法令に基づいてされる文部科学大臣の処分及び本法人の業務方法書その他の規則を遵守し、本法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員等の報告義務）

第7条 役員（監事を除く。）は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（役員等の損害賠償責任）

第7条の2 役員は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。

（副理事）

第7条の3 本法人に、理事の職務を助ける副理事を置くことができる。

- 2 副理事は、理事の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 副理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。副理事が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、いずれの場合も、副理事の任期の末日は、当該副理事を推薦する理事の任期の末日を超えることはできない。

（職員）

第8条 本法人に、職員を置く。

- 2 本学に、教員並びに事務職員、技術職員、医療職員、技能職員、労務職員及びその他必要な職員を置き、本法人の職員をもって充てる。教員は、副学長（専任に限る。）、教授、准教授、講師、助教、助手（以下「大学教員」という。）、副校長、副園長、主幹教諭、教諭及び養護教諭（以下「附属学校教員」という。）とする。
- 3 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他法令の定めるところによるほか、学長が定める。
- 4 本法人の職員は、学長が任命する。

5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 本法人に、本法人の経営、財務、施設並びに本学の教育研究支援、学術情報、医療等に関する事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第10条 本法人に、特に重要な事項について企画及び実施するため、機構を置くことができる。

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(室)

第11条 本法人に、室を置くことができる。

2 室に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 校友会

(校友会)

第11条の2 本法人に、本学と本学に深い関わりを持つ個人及び団体との強固な絆を構築するため、校友会を置くことができる。

2 校友会に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 会議等

(役員会)

第12条 本法人に、重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第13条 本法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第14条 本法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第15条 本法人に、学長候補者選考等を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第16条 本法人に、管理運営に関する委員会その他必要な委員会（以下次項において「委員会等」という。）を置くことができる。

2 本法人に置く委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の目的

(大学の目的)

第17条 本学の学部においては、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）及び学校教育法の趣旨に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし次の理念を掲げる。

- (1) 広範な教養と高度な専門知識・技術に裏付けられた創造的探究心と豊かな人間性を培い、人類の健全な発展に積極的に貢献する人材を育成する。
- (2) 諸科学の基礎と応用について学際協力と国際協力の下に、創造的独創的研究を行い、学術文化の進展に寄与する。
- (3) 教育研究の成果を通して、世界の文化と人類福祉の向上に貢献する。また、地域社会の振興、教育と文化の向上及び福祉の増進に努める。

2 本学の大学院においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献することを目的とする。

第2節 大学の自己評価等

(自己評価等)

第18条 本学は、教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育研究等に係る情報の提供)

第19条 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的に情報を提供するものとする。

2 情報の提供方法その他の必要な事項は、別に定める。

第3節 大学の構成

(学部)

第20条 本学に、次の学部、学科及び課程を置く。

人文社会科学部	人文社会科学科
教育学部	学校教育教員養成課程
理工学部	数学物理学科
	情報科学科
	生物科学科
	化学生命理工学科
	地球環境防災学科
医学部	医学科
	看護学科
農林海洋科学部	農林資源科学科
	海洋資源科学科
地域協働学部	地域協働学科

2 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第21条 学部に附属して、次の学校（以下「附属学校」という。）を置く。

教育学部附属幼稚園
教育学部附属小学校
教育学部附属中学校
教育学部附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第22条 学部に附属して、次の教育研究施設（以下「学部附属教育研究施設」という。）を置く。

理工学部附属高知地震観測所
理工学部附属水熱化学実験所
医学部附属病院
医学部附属医学情報センター
医学部附属先端医療学推進センター
医学部附属光線医療センター

医学部附属医学教育創造センター

農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター

- 2 学部附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第23条 本学に、大学院総合人間自然科学研究科（以下第24条を除き、本則において「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科に、修士課程として、次の専攻を置く。

人文社会科学

理工学

医科学

看護学

農林海洋科学

地域協働学

スポーツ・芸術文化共創

- 3 研究科に、専門職学位課程として、次の専攻を置く。

教職実践高度化

- 4 研究科に、博士課程として、次の専攻を置く。

応用自然科学

医学

黒潮圏総合科学

- 5 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻附属教育研究施設)

第23条の2 研究科の専攻に附属して、次の教育研究施設（以下「専攻附属教育研究施設」という。）を置く。

教職実践高度化専攻附属学校教育研究センター

- 2 専攻附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(愛媛大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第24条 愛媛大学大学院に設置される連合農学研究科（以下次項において「連合農学研究科」という。）の教育研究の実施に当たっては、本学、香川大学及び愛媛大学が協力するものとする。

- 2 前項に規定する連合農学研究科に置かれる連合講座は、香川大学及び愛媛大学の

農学部（香川大学工学部安全システム建設工学科、愛媛大学遺伝子実験施設、香川大学遺伝子実験施設及び愛媛大学沿岸環境科学教育研究センターの関連分野を含む。）の大学教員と共に、本学研究科農林海洋科学専攻を担当する大学教員が担当するものとする。

（教育研究部）

第25条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の活性化を目指し、教育研究部を置く。

2 教育研究部は、原則として、大学教員をもって組織する。

3 教育研究部に、次の各号に掲げる学系を置く。

(1) 人文社会科学系

(2) 自然科学系

(3) 医療学系

(4) 総合科学系

4 前項の学系に、部門を置く。

5 教育研究部に、本学の研究をリードする組織として、研究拠点を置く。

6 教育研究部に関し必要な事項は、別に定める。

（保健管理センター）

第26条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに、分室を置く。

3 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

（学内共同教育研究施設）

第27条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

学び創造センター

データサイエンスセンター

グローバル教育支援センター

教師教育センター

希望創発センター

総合研究センター

次世代地域創造センター

学術情報基盤図書館

防災推進センター

I o P 共創センター

MED i センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(全国共同利用施設)

第28条 本学に、全国共同利用施設として、海洋コア国際研究所を置く。

2 全国共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第29条 本学に、特に重要な事項について企画、調整及び実施するため、機構を置くことができる。

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(室)

第30条 本学に、室を置くことができる。

2 室に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織

(学長)

第31条 本学に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第32条 本学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長は、学長が指名する。

(学長特別補佐)

第33条 本学に、学長から特別に指示された事項を処理する学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長が指名する。

(共通教育主管)

第34条 本学に、共通教育を総括する共通教育主管を置く。

2 共通教育主管は、学長が指名する。

(学部長)

第35条 各学部に、学部に関する校務をつかさどる学部長を置き、当該学部の授業を担当する教授をもって充てる。

2 学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

第36条 各学部に、学部長の職務を助ける副学部長を置くことができる。副学部長は、当該学部の授業を担当する教授をもって充てる。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第37条 学部の学科に学科長を置くことができ、当該学科の授業を担当する教授をもって充てる。

2 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校の長等)

第38条 附属学校に、附属学校に関する校務をつかさどる校長（幼稚園にあつては園長）を置き、教育学部の授業を担当する教授をもって充てる。

2 附属学校に、校長を助け、命を受けて附属学校に関する校務をつかさどる副校長（幼稚園にあつては副園長）を置く。

3 校長（幼稚園にあつては園長）及び副校長（幼稚園にあつては副園長）に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設の長)

第39条 学部附属教育研究施設にそれぞれの施設の業務を掌理する長を置き、原則として、当該学部の授業を担当する教授又は准教授をもって充てる。

2 学部附属教育研究施設の長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第40条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第41条 研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第42条 専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(副専攻長)

第43条 専攻に、副専攻長を置くことができる。

2 副専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻附属教育研究施設の長)

第43条の2 専攻附属教育研究施設にそれぞれの施設の業務を掌理する長を置き、原則として、当該専攻の授業を担当する教授又は准教授をもって充てる。

2 専攻附属教育研究施設の長に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究部長)

第44条 教育研究部に、教育研究部長を置く。

2 教育研究部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学系長)

第45条 教育研究部の学系に、学系長を置く。

2 学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(部門長)

第46条 教育研究部の部門に、部門長を置く。

2 部門長に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター所長及び分室長)

第47条 保健管理センターに所長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

2 保健管理センターに分室長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

3 保健管理センター所長及び分室長に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設の長)

第48条 学内共同教育研究施設にそれぞれ長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

2 学内共同教育研究施設の長に関し必要な事項は、別に定める。

(全国共同利用施設の長)

第49条 海洋コア国際研究所に研究所長を置き、理事又は教授をもって充てる。

2 海洋コア国際研究所長に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 会議等

(学部教授会)

第50条 学部に、学部教授会を置く。

2 学部教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第51条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究部会議)

第52条 教育研究部に、教育研究部会議を置く。

2 教育研究部会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第53条 本学に、委員会等を置くことができる。

2 本学に置く委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 国立大学法人高知大学組織規則(平成16年規則第1号)は、廃止する。

3 人文社会科学部研究科、教育学部研究科、理学部研究科、医学部研究科、農学部研究科及び黒潮圏海洋科学研究科は、改正後の第23条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成20年12月24日規則第49号)

この規則は、平成20年12月24日から施行する。

附 則(平成21年3月11日規則第87号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月31日規則第6号)

この規則は、平成22年5月31日から施行する。

附 則(平成25年3月27日規則第100号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第92号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第141号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第5条第3項の規定にかかわらず、施行日に現に在任する監事の任期は、平成28年3月31日とする。

3 この規則の施行日前に設置されている教育学部生涯教育課程は、改正後の第20条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該課程に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成27年4月1日以降において当該課程に属することとなる者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成28年 1 月13日規則第55号）

この規則は、平成28年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 9 日規則第107号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月18日規則第137号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている人文学部及び農学部は、改正後の第20条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学部に在学する者及び平成28年 4 月 1 日以降において当該学部に属することとなる者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成29年 2 月27日規則第57号）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている理学部は、改正後の第20条の規定にかかわらず、平成29年 3 月31日に当該学部に在学する者及び平成29年 4 月 1 日以降において当該学部に属することとなる者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成30年 3 月22日規則第73号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月22日規則第77号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日規則第83号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月19日規則第39号）

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月27日規則第96号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月24日規則80号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている総合人間自然科学研究科修士課程理学専攻及び農学専攻は、改正後の第23条第 2 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月31日に当該専攻に在学する者及び令和 2 年 4 月 1 日以降において当該専攻に属することとなる者が

当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和 3 年 9 月 21 日規則第 30 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 高知大学 I o P 事業推進室規則（平成 30 年規則第 49 号）は、廃止する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日規則第 93 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている総合人間自然科学研究科修士課程教育学専攻、専門職学位課程教職実践高度化専攻及び博士課程応用自然科学専攻は、改正後の第 23 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和 4 年 5 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 52 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 109 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている農林海洋科学部は、改正後の第 20 条の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日に当該学部 に在学する者及び令和 5 年 4 月 1 日以降において当該学部 に属することとなる者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和 5 年 7 月 1 日規則第 22 号）

この規則は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 89 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。